

第 20 号様式記載要領

- 1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事務所所在地の市町村長に 1 通を提出すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 イ若しくはハ(政令第 45 条の 4 において準用する政令第 6 条の 24 第 1 号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 5 号。以下この記載要領において「令和 2 年改正法」という。)附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和 2 年旧法」という。)第 292 条第 1 項第 4 号の 5 イ、ニ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和 2 年政令第 264 号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和 2 年旧政令」という。)第 45 条の 5 において準用する令和 2 年旧政令第 6 条の 25 第 1 号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。
- 8 通算法人(法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 2 に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第 321 条の 8 第 3 項(令和 2 年改正法附則第 13 条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)、第 8 項、第 13 項、第 19 項又は第 26 項(令和 2 年改正法附則第 13 条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第 20 号様式別表 1 の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。
- 9 連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 8 号)第 3 条の規定(同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和 2 年旧法人税法」という。)第 2 条第 12 号の 7 の 2 に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人(令和 2 年改正法附則第 13 条第 4 項若しくは第 5 項において準用する法第 321 条の 8 第 3 項若しくは令和 2 年改正法附則第 13 条第 6 項において準用する法第 321 条の 8 第 26 項又は令和 2 年旧法第 321 条の 8 第 5 項、第 9 項若しくは第 15 項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第 20 号様式別表 1 の 3 の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 10 市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑪」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第 20 号様式別表 1 の 2 の「計⑩」の欄の金額を記載すること。
- 11 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表 1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の 40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表 6(2)付表 6)の「7 の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書(別表 1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の

欄の金額(法人税の明細書(別表 6(2)付表 6)の「7 の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の 40%相当額)の合計額を記載すること。

12 「2 以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業者数」の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数」の欄の数値のけた数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。)に、「左のうち当該市町村分の従業者数」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

13 「⑳のうち見込納付額」の欄は、法人税法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第 75 条の 2 第 11 項第 2 号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)(が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和 2 年旧法人税法第 75 条の 2 第 1 項(法人税法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。))の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により連結確定申告書(令和 2 年旧法人税法第 2 条第 32 号に規定する連結確定申告書をいう。)の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(令和 2 年旧法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。))がある連結子法人(令和 2 年旧法人税法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。)(令和 2 年旧法人税法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人に限る。))を含む。)(が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

14 「還付請求税額」の欄は、法第 321 条の 8 第 32 項又は令和 2 年旧法第 321 条の 8 第 20 項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第 48 条の 12 又は令和 2 年旧政令第 48 条の 12 の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

15 「法第 15 条の 4 の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第 15 条の 4 第 1 項又は令和 2 年旧法第 15 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けようとする場合において、第 1 号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

16 法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 イ(1)又は令和 2 年旧法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

17 法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 イ(2)又は令和 2 年旧法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

18 法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 イ(3)又は令和 2 年旧法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。